

介護用品助成券を 交付しています

常時、寝たきりや認知症など心身の障がいのため介護用品を在宅で使用している方に、介護用品の購入に使える助成券を交付しています。

助成券の交付額

60歳以上の方または
要介護認定のある方の場合

- ① 市民税非課税世帯で要介護4、5相当の方 月額5,000円
- ② 市民税非課税世帯で①以外の方 月額3,000円
- ③ 市民税課税世帯の方 月額1,000円

助成券で 購入できる介護用品

紙おむつ、尿とりパット、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、介護シート、使い捨て手袋、リハビリパンツ

※助成券は、市内の協力店でのみお使いいただけます。協力店一覧は助成券とあわせてお渡しします。



- ④ 介護用品使用者本人が20歳未満の方 月額5,000円
- ⑤ 市民税非課税世帯で④以外の方 月額3,000円
- ⑥ 市民税課税世帯で④以外の方 月額1,000円

福祉総合交通利用助成のお知らせ

タクシー・バス、ガソリンの助成券を交付しています

市では、介護保険要介護・要支援認定を受けている方や75歳以上でひとり暮らしの方、また障がい者手帳の交付を受けている方などの外出を支援するために、タクシー・バス利用助成券やガソリン助成券を交付しています。

対象者

市内にお住まいで、市民税が非課税の世帯の方のうち、次のいずれかに該当する方

- ① 介護保険要介護・要支援認定者
- ② 75歳以上でひとり暮らしの方
- ③ 70歳以上の方のみの世帯およびこれに準じる世帯の方で満75歳以上の方
- ④ 身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由1級・2級、視覚障害1級・2級、呼吸器機能障害1級の方
- ⑤ 療育手帳所持者のうちA1・A2判定の方
- ⑥ 身体障害者手帳所持者のうち1級・2級（④に該当する方以外）の方または肢体不自由3級の方

助成額

《タクシー・バス利用助成券》

- 対象者のうち①、④の方 月額2,000円分
- 対象者のうち②、③、⑤の方 月額1,500円分

《ガソリン助成券》

- 対象者のうち④の方 月額1,000円分
- 対象者のうち⑥の方 月額750円分

※④、⑥の方は「タクシー・バス利用助成券」または「ガソリン助成券」のうちどちらかを選んでいただけます。

申請方法

申請書に確認を受けて長寿介護課、障害福祉課または各保健センター（朽木地域は朽木支所）に提出してください。

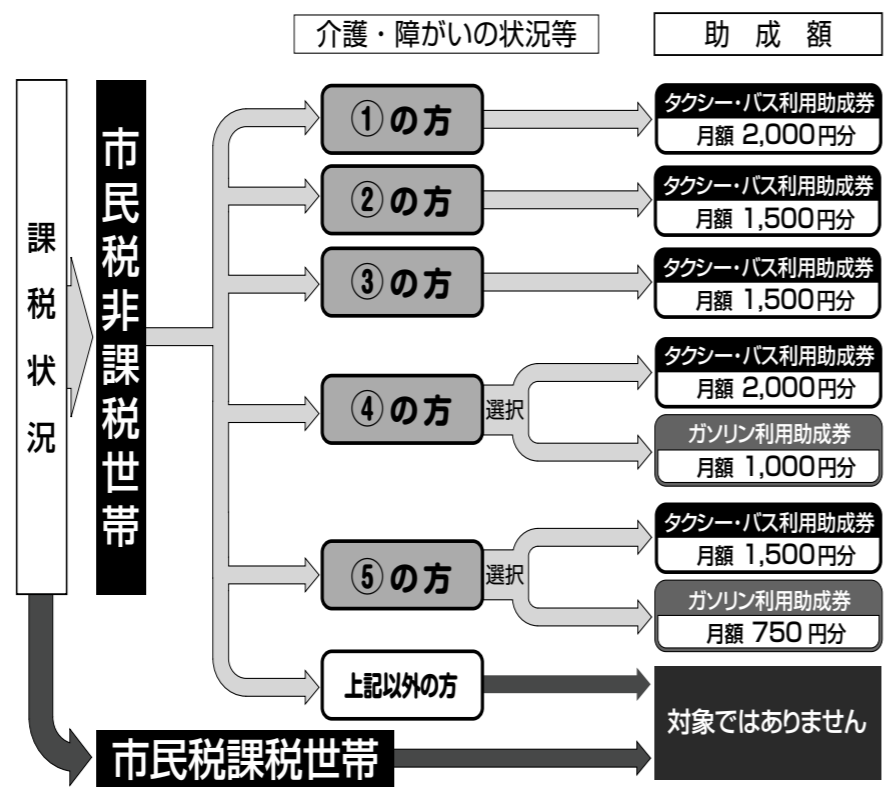


※前年度に引き続き申請される方は、この確認を省略することができます。

問①②③に該当する方
長寿介護課 ☎(25)8029
問④⑤⑥に該当する方
障害福祉課 ☎(25)8516

申請方法

要介護・要支援認定を受けている方は介護保険の被保険者証を、障がいのある方は障がい者手帳をお持ちのうえ、長寿介護課、障害福祉課または各保健センター（朽木地域は朽木支所）で申請してください。



問①②③に該当する方
長寿介護課 ☎(25)8029
問④⑤に該当する方
障害福祉課 ☎(25)8516

